

摂津市公私連携幼保連携型認定こども園 公私連携法人募集要項

令和2年7月

摂津市教育委員会事務局

次世代育成部 こども教育課

1. 募集の趣旨

本市では、令和元年7月に策定した「公立就学前施設のあり方について」に基づき、幼児教育・保育サービスの充実と待機児童の解消を図るとともに、効果的・効率的な施設運営を行うため、せつつ幼稚園を民営化し、公私連携幼保連携型認定こども園へ移行することとしている。

については、継続的・安定的に運営を行うことができるとともに、本市の幼児教育・保育の取組みを十分に理解し、積極的に取組みを推進することができる運営事業者を募集するものである。

公私連携幼保連携型認定こども園とは

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第31条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の1つであり、民設民営でありつつも、本市と公私連携法人が協定を締結し、市町村の関与を明確にすることで、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保するもの。

2. 移管対象園の概要

名称	摂津市立せつつ幼稚園											
所在地	摂津市三島三丁目 1 4－7 5											
敷地面積	2， 3 5 7 m ²											
延べ床面積	9 6 1 m ²											
建物の構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造　1 階建 鉄筋コンクリート造　2 階建て											
建築時期	昭和 4 5 年及び平成 1 5 年											
定員及び 園児数	令和 2 年 5 月 1 日時点 <table><tr><td></td><td>4 歳</td><td>5 歳</td></tr><tr><td>定員</td><td>90</td><td>105</td></tr><tr><td>園児数</td><td>42</td><td>39</td></tr></table>				4 歳	5 歳	定員	90	105	園児数	42	39
	4 歳	5 歳										
定員	90	105										
園児数	42	39										

3. 募集する施設の概要

移管後の 施設種別	公私連携幼保連携型認定こども園							
開設予定	令和4年4月							
定員	(想定定員)							
	1号定員 70名 2・3号定員 90名							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	1号				10	30	30	70
	2・3号	6	10	12	20	21	21	90
	計	6	10	12	30	51	51	160
※最終的な定員設定は、市と協議して決定								
※設備が整わない間、受け入れ人数については市と協議して決定								
協定の 期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日 期間の更新については、別途協議することとする							

4. 応募事業者の要件

(1) 応募事業者の資格

令和2年4月現在、吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、箕面市、池田市、豊能町、能勢町、島本町又は摂津市（以下「北摂地域」という。）に法人本部を置き、北摂地域において定員90名以上の認可保育所、認定こども園（保育所や幼稚園から移行した場合は、移行前の期間も含む。）又は幼稚園を5年以上設置運営している社会福祉法人又は学校法人（法人が摂津市内で運営している既設の教育・保育施設等を廃止しないことが前提）

(2) 応募事業者の適正、条件

以下の①から③の全てを満たすこと。

- ① 公私連携幼保連携型認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、幼児教育・保育事業に熱意と識見を有すること。
- ② 運営事業者が自ら、当該公私連携幼保連携型認定こども園を運営すること。
- ③ 児童福祉法、認定こども園法、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守するとともに、摂津市の幼児教育・保育行政を理解し、積極的に協力できること。

(3) 応募資格のないもの

以下の①から⑤のいずれかに該当するもの。

- ① 「摂津市暴力団排除条例」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者に該当する者が含まれている場合。
- ② 民事再生法等の規定に基づき再生手続きを開始している場合。

- ③ 公租公課を滞納している場合。
- ④ 過去３年の所轄庁の指導監査等において、重大な文書指摘を受けている場合。
(ただし、適切な改善報告がなされている場合は、この限りではない。)
- ⑤ 認定こども園法第１７条第２項各号に該当する場合

５．土地、建物等について

- ① 土地は普通財産貸付契約を交わし、移管後１０年間は無償貸与とし、その後は原則として有償貸与とする。
- ② 建物、プール、倉庫、その他の工作物については、建物等譲渡契約を交わし、現状のまま無償譲渡する。（無償譲渡は、議会の議決が条件）
- ③ 移管後の土地、建物及び工作物等に隠れた瑕疵が見つかった場合、本市はその責めを負わない。
- ④ 譲渡を受けた建物等は、所有権移転登記を速やかに行うとともに、移管後の建物は、一切の債務の担保として設定しないこと。また、移管後の建物等の維持管理に係る経費は一切、運営事業者の負担とする。
- ⑤ 備品等は無償譲渡する。
- ⑥ 貸付する土地は、幼保連携型認定こども園の用途以外に使用しないこと。
- ⑦ 速やかに園舎改築（建替えを含む）を実施するために市と協議を行うこと。
- ⑧ 普通財産貸付契約を解消することになった場合は、原則として更地にして返還すること。

６．公私連携幼保連携型認定こども園の運営条件

別紙に示す条件を遵守すること。

７．協定の締結

公私連携法人の選定後、公私連携幼保連携型認定こども園において実施する教育・保育内容等について、認定こども園法第３４条第２項に基づき、協定を締結する。

８．園舎を改築（建替えを含む）する場合

園舎を改築（建替えを含む）する場合、摂津市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱に基づき、本体工事費や設計料等に対する補助金を交付する。

その際、次の事項を遵守すること。

- ① 近隣に十分配慮した計画とした上で、近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応すること（園舎、日影、窓位置、目隠し、植栽、騒音対策、調理室からの臭気対策など）。

- ② 建物の外観及び色彩は、周辺の住宅地の景観と調和させること。
- ③ 建物は、3階建て以下とすること。
- ④ 送迎用駐車場（5台以上）及び駐輪場（30台以上）を確保すること。
- ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令のほか建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、その他建築確認申請に伴い必要な条例等を遵守すること。

9. 提出書類

申込書類については、次に掲げる書類一式を正本1部、副本14部用意すること。

- (1) 公私連携幼保連携型認定こども園設置・運営申込書（様式1）
- (2) 事業者の経営方針・応募理由・保育所等運営実績（様式2）
- (3) 公私連携幼保連携型認定こども園運営事業計画書（様式3）
- (4) 職員配置計画書（様式4）
- (5) 経営者一覧表（様式5）
- (6) 履歴書（理事長・施設長予定者）（様式6）
- (7) 施設長予定者の識見・熱意（様式7）
- (8) 資金計画書（様式8）
- (9) 誓約書（様式9）

添付書類1 定款又は寄附行為

添付書類2 登記簿謄本又は登記事項証明書（「履歴事項全部証明書」）

添付書類3 財務諸表（直近の2か年度分）（法人全体の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録）

※公認会計士の監査報告書を添付すること

添付書類4 現況報告書・事業報告書等

（社会福祉法人の場合）現況報告書（直近年度のもの）

（学校法人の場合）事業報告書（直近年度のもの）

※提出書類は返却しない。

※応募に要する経費等は全て応募者の負担とする。

※応募にあたって提出する書類の追加・差し替えは原則認めない。

※証明書類の発行日については、証明日が申込日の3ヶ月以内のものであること。

※フラットファイルの表紙、背表紙に件名、事業者名を記入し、書類はインデックス等で項目を分けること。用紙はA4サイズとすること。

※上記の書類以外に、提出書類一覧備考に指定する財務書類を2部提出すること。

10. 応募事業者審査・選考

- (1) 摂津市民間保育所等設置運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、提出書類に加え、事業者によるプレゼンテーションを実施し、評価点の最高事業者を公私連携幼保連携型認定こども園の運営事業者として選定する。なお、辞退等が発生した場合は、次に評価点の高い事業者から順次選定する。
ただし、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定する。
- (2) 応募事業者が5者以上の場合、委員会は、次の手法により選考する。
 - ・予備審査 選考項目による審査（4事業者まで選考）
 - ・本審査 選考項目による審査及びプレゼンテーションただし、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定する。
- (3) 提出書類に疑義があるときは、審査前に内容確認のための事前審査を行うことがある。また、委員会の会議は非公開とする。
- (4) 運営事業者選考に当たり、委員会委員が、運営事業者候補者が運営する保育所等の施設見学、保育内容の質疑等を求めた場合は協力するものとする。
- (5) 応募事業者名は、公開する。
- (6) 委員会の選考結果を尊重し、摂津市長が運営事業者の予定者を決定する。
- (7) 選定結果は応募事業者に書面にて通知する。選定結果について、摂津市ホームページで公開する。
- (8) 提出された応募書類は、摂津市情報公開条例の規定に基づき公開する。
- (9) 申込受付後であっても、次の要件に該当することが判明した場合は、失格として審査の対象から除外する。
 - ①応募資格がないことが判明した場合。
 - ②提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合。
 - ③その他不正と認められる行為が判明した場合。

11. 実施スケジュール

- (1) 募集要項の公表、配布（ホームページ掲載）
令和2年7月1日（水）から7月31日（金）まで
摂津市ホームページで公表及びこども教育課（市役所新館6階）で配布
午前9時～午後5時 ※土・日・祝日除く
- (2) 現地説明会（事前申込制）
 - ①日 時：令和2年7月8日（水）午後3時～午後4時
 - ②場 所：摂津市立せつつ幼稚園 2階ホール
 - ③事前申込：令和2年7月6日（月）午後5時までに参加申込書を提出（持参、FAX、又はメール）すること
 - ④参加者数：1事業所あたり3名まで

※現地説明会の参加は応募の必須条件ではない。

(3) 質問等の受付

①期 間：令和2年7月9日（木）から令和2年7月15日（水）まで

②提 出 先：摂津市教育委員会事務局次世代育成部こども教育課
（市役所新館6階）午前9時～午後5時 ※土・日・祝日除く

③提出方法：質問事項を簡潔に書面で提出（持参、FAX、又はメール）すること

④回 答：質問と回答を一覧とし、令和2年7月17日（金）までに摂津市こども教育課ホームページに掲載する。

(4) 申込書類の提出期限等

①提出期間：令和2年7月27日（月）から令和2年7月31日（金）まで
正1部・副14部

※フラットファイルの表紙、背表紙に件名、事業者名を記入し書類はインデックス等で項目を分けること。用紙はA4サイズとすること。

②提 出 先：摂津市教育委員会事務局次世代育成部こども教育課
（市役所新館6階）午前9時～午後5時 ※土・日・祝日除く

③提出方法：持参または郵送

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

令和2年8月中旬から下旬

(6) 審査結果通知

令和2年8月下旬

選考基準

選考に当たっての審査項目は次のとおりとする。この審査項目について、
 評点の合計が最も高い応募者を設置・運営事業者の候補者とする。

審査項目	審査のポイント	配点
1. 法人の経営方針・保育所等運営実績等について（様式2・様式3・様式5～様式7、添付書類4）		15点
(1) 経営方針・応募理由	公私連携幼保連携型認定こども園の設置目的や役割等を十分に理解し、それに向けた管理運営に対する理念や基本方針を持っているか。	5
(2) 保育所等運営実績	市内、市外での保育所等の運営実績があるか。	5
(3) 理事長及び施設長予定者の経歴、識見、熱意	理事長、施設長予定者の職責として、十分な経験があるか。施設長予定者の教育・保育行政に対する考え方が適切であるか。	5
2. 認定こども園事業計画（認定こども園運営）について（様式3）		45点
(1) 教育・保育理念	時代に適合しつつ、子どもの人権を大切にした教育・保育理念となっているか。	5
(2) 年間行事計画	児童の発達過程、時期に応じた行事計画となっているか。	10
(3) 安全・衛生対策、保健	児童の安全や衛生管理が十分図られる内容となっているか。児童一人一人に対して適切な健康管理ができる取り組みとなっているか。	10
(4) 施設整備	近隣に十分配慮した施設整備の考え方が示されているか。	10
(5) 開所時間及び休所日	保護者ニーズに応える開所時間、休所日となっているか。	10
3. 認定こども園事業計画（教育・保育内容等）について（様式3）		120点
(1) 教育・保育内容	認定こども園教育・保育要領を遵守し、児童の心身の安らぎを最大限重視されている内容となっているか。	10
(2) 就学前教育の取り組み	摂津市就学前教育実践の手引き（市ホームページに掲載）を踏まえた取り組みが示されているか。	10
(3) 食育、給食	食育に対する取り組みが明確か。栄養やアレルギー対応の考え、方策が示されているか。	10

(4) 地域子ども・子育て支援事業等の取組み	延長保育、一時預かり（幼稚園型）、病児保育事業（病児対応型）などの取組みを行うか。小規模保育事業の連携施設となるか。	10
(5) 支援の必要な児童の受入れ	支援の必要な児童の受入れに対する考え方が適切であるか。	10
(6) 家庭との連携・地域との連携	園の考え方を伝えるとともに保護者の話を聞く姿勢、支援の考えが示されているか。 関係機関との連携を図りながら教育・保育を実施する工夫が示されているか。	10
(7) 職員の資質向上	人権研修をはじめ、職員の資質向上を図る研修計画等が適切であるか。	10
(8) 事故防止等安全対策	教育・保育中の事故防止や自然災害、感染症に対応した危機管理マニュアル等が整備されているか。	10
(9) 苦情・要望等対応	保護者等からの苦情・要望に対しての体制が整備されているか。	10
(10) 個人情報の取り扱いについて	個人情報を適切に管理ができているか。	10
(11) 自己評価、外部評価	自己評価、外部評価の実施予定とその内容は適切か。	10
(12) その他提案事項	教育・保育の質の向上を図るため、創意工夫のある独自提案があるか。	10
4. 職員配置計画について（様式4）		10点
(1) 施設長以下職員体制	施設長及び主任保育教諭等の配置が認定こども園運営を行う上で適正であるか。 定員設定や特別保育実施の上で最低基準上の保育教諭配置人数と乖離がないか。 保健師、看護師、准看護師、栄養士等が配置されているか。	10
5. 資金計画及び経理状況等（様式8・添付書類1～4、別添財務書類）		20点
(1) 財務状態	健全で無理のない予算執行が行われているか。	10
(2) 資金計画	園舎改築（建替えを含む）後も安定的な施設運営が可能か。	10

問い合わせ先

摂津市教育委員会事務局 次世代育成部 こども教育課

摂津市役所新館6階

電話 06-6383-1184 (直通)

FAX 06-6319-1930

E-mail kodomo-kyouiku@city.settsu.osaka.jp